法人都民税・事業税及び特別法人事業税 更正請求書

受付	郭	,	令和	П	年	月	E	1	※処理		発 通信	信日作	年	月	日確認	3	整理番号				-
*****				都稅 支	事務 庁	所長 長	殿		事項								管理 番号				
所 在 地	及	び	電話	舌 番	号										(電	話) [.
(ふ 法 人 名	り 及	び	が 法 ノ	∖ 番	な) 号										法人番	号)		1 1		1 1	
(ふ 代 表	り	者	がE	E	な) 名																
	7税法	ム 第	520条 553条 572条 572条	233			第 2 I の 2)	頁	の規	見定り	こ基づ	づき、	次の	つとま	3り更	正の	請求	をし	ます	0	
更正の 事業年		の対	象とな	なる				•		•			から			•		•		ŧ,	で
摘				要			更	Œ	0)	請	求	前	-		更	正	0)	請	求	後	
都民税	課	税	標	準	等								円								円;
	税		額		等																
事業税	課	所	1		等																
法第72条 の2第1項	税	付	加值	五 値	額																;
第1号 第2号	標	資	本 金	等 0	額																`
第3号	準	収	入	金	額																
第4号 に掲げる事業	等	欠	損る	金 額	等																
	税		額		等																
	課税	基準	善法人	所得	割額																
特別法人事 業 税	標準	基準	基法人	収入	割額																
	税		額		等																
法第20条 更 正 ∅	きのり 言	9 の 清 オ	3 第 え の	;1項 場	頁の合	法		定	納		期		限			•			•		
						第	1号	の半)決	等(の確	定	日			•			•		
法第20条 更 正 ∅	きのり 言	9 の 清 オ	3 第 さ の	;2 項 場	頁の合	第	2号(の更正	・決	定等	のあ	った	:日			•			•		
						第3	号の	政令で	定め	る理師	由の生	こじた	:日			•			•		
法第53条の の 更 正	D 2 の	(第32 請	21条の 求 0)8の り場	2)	玉	の税	務官	署の	更』	Eのi	通 知	日						•		
						修	正	申 告	音	· の	提	出	日			•			•		
法第正0	72 つ ii	条 清 才	の きの	33 場	の 合	更	E·	決定	の通	知を	を受り	ナた	日			•			•		
						国(の税剤	8官署(の更正	E· &	央定の	通知	1日			•					
更正の請求 るに至った となるべき	き事件	青の計											ı								
連 結 本店所	親在 地	1 及	法で電	人話番	の号										(雷	話					
(ふ 連結親法)	り 人の	名称	が 及びi		な) なり 番号										法人都						
還付を受い 及び支払	けよ	うと						釒	限行		支	店	口	座番	号(普通	j•≝	座)			
関 与	税	理	士	署	名										(雷	話					

法人都民税・事業税及び特別法人事業税 更正請求書

受付	卯		令和		年 事務 庁	月所長長	日殿		※処理事項		発 付通信日	言 年 付印	月	確認	ž,					:
所 在 地 (ふ 法 人 名 (ふ 代 表	り 及 り		が	舌番										(法人番	記話 号)		1 1		1 1	
更正の 事業年	万税法 請求 度又	<u>第</u> の対	72案の 象とな	533 よる と 年度	2第4	1 項・ をの8の 4 項		•		•	こ基づき	から			•		•		ま、	
都民税	課	税	標	準	等		更	正	<i>の</i>	請	求前	円		更	正	<i>の</i>	請	求	後	円
事業税	税課	所	額 4	<u></u> 于	等等															
法第72条 の2第1項 第1号	税標		加位本金	等の	額額															
第2号 第3号 第4号 に掲げる事業	準等	収欠	入 損 á	金 会 額	額等															
に拘りる争未	税課税	基準	額	所得害	等割額															
特別法人事 業 税	祝標準 税	基準	生法人 額	収入割	割額等															
法第20条 更 正 0	きの		3 第		· (の	法		定	納		期	限			•			•		
法第20条 更 正 <i>0</i>	きの言	9 の 清 オ	3 第 え の	5 2 項 場	百合	第 2	2号@	の更正	・決	定等	の 確 第 のあっ ー 由の生じ	た日			•			•		
法第53条の の 更 正	か2 の	(第32 請	21条の 求 0)8の	2) 合						一の通				•			•		
法第更正0	72 つ i	条 清 才	の さ の	33 場	の 合	更重	E·	決定	の通	知を	受け	た日			•			•		
更正の請求 るに至った となるべき	こ事作	青の計				<u></u>) 化 孩 ———	6日省	の更』	L · 孙	快定の通	1.知日			•			•		
連 結本店所る	乗性 り	1 及			の : 号 な)									(電	記話 番号))
連結親法 還付を受い 及び支払	人の けよ	うと	及び治	法人看	昏号			<u></u>	 眼行		支店]座看	番号 (i • ¥	 ()			
	税	理	士	署	名										話					